

# ゴルフスクール施設利用規程

本規程は、ゴルフスクールを運営管理するVroad(以下総称して「本クラブ」という)の利用に関して定めるものです。

## 一 総則 一

### 第1条 (運営管理会社)

ゴルフスクールの運営管理会社はVroad(以下「本クラブ」といいます。)が運営・管理を行います。

### 第2条 (目的)

本クラブはスポ - ツを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的としています。

## 一 会員 一

### 第3条 (会員)

本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲内に応じて諸施設を利用することができます。

会員の契約期間は、本クラブが別途定めた期間とし本クラブ所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

### 第4条(入会手続き)

本クラブを利用する方は、本クラブ則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し本クラブの承認を得、契約を行った上で会員にならなくてはなりません。

**第5条 (入会資格)**本クラブの会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

#### 第5条-1

本クラブの主旨に賛同し施設利用規程、その他の規則を守れる方  
健康状態に異常がなく、医者から運動を禁止されていない方

#### 第5条-2 (未成年者)

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上申し込みを行うものとします。

### 第6条 (諸会費・諸料金)

会費の納入方法は毎月15日在籍で翌月分を27日引き落としを行います  
会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また理由を問わずこれを返金しません。(第17条、第25条の場合も含みます。)

諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。  
利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。

月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。

### 第7条 (会費の返金)

会費有効期限内に退会を申し出られた場合所定の退会手続きを行います。納入済み会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。

### 第8条(更新)

期間の定めのある会員が、期間満了月の当月15日までに文書による退会の届出がない場合は、同一条件にて自動更新とさせていただきます。

尚、その際、本クラブが定める更新料を納入していただきます。

### 第9条 (利用料)

会員は施設を利用する場合、会費とは別に本クラブが別に定める利用料を支払うものとします。

### 第10条 (諸料金の変更)

本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。館内掲示等において告示するものとします。

### 第11条 (利用資格)

次の各号に該当する方は本クラブを利用できません。

- 酒気を帯びている方
- 刃物等危険物を持ち込みの方
- その他第5条の各号を満たすことができない方

### 第12条 (会員証)

本クラブは会員に資格を証するため会員証を交付します。  
前項により会員証を交付された会員は本クラブの入場の際に会員証を持参していただきます。

(法人会員は利用券によります)

会員証は他人に貸与、譲渡できません。

会員は第16条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を本クラブに返還していただきます。

### 第13条 (会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、本クラブが承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

### 第14条 (ビジター)

本クラブは施設に余裕がある場合に会員(スクール会員を除く)の同伴もしくは紹介または本クラブの承認に基づき、会員以外の方(以下ビジターといいます)に施設を利用させることができます。ビジター - の利用料に関しては別途定めます。

### 第15条 (変更届)

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに本クラブに変更届を提出するものとします。本クラブの会員に対する通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

### 第16条 (会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- 退会したとき
- 死亡したとき
- 法人会員が解散又は破産・和議の申し立てを行ったとき
- 第5条に定める会員資格が欠けたとき
- 第17条により除名されたとき

### 第17条 (会員除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブは会員を除名できます。

- 本規程、細則その他本クラブの定める規則に違反したとき
- 本クラブの名誉又は信用が傷つけられたとき
- 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- 他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序が乱されたとき
- 本クラブの設備等を故意に損壊したとき
- 会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき
- 入会後資格条件に該当しない事由が判明したとき

- その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- 本クラブ内での営業活動及び販売行為が認められたとき
- 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして本クラブ・従業員を著しく困惑せしめたとき
- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

### 第18条 (退会)

会員が退会する場合には、利用終了希望月の当月15日までに所定の手続きを経て未納分の会費及び利用料などを完納した時に、利用終了希望月の翌月1日に退会できるものとします。なお、利用終了希望月の当月15日までに、所定の手続きを完了していない場合は利用終了希望月の翌々月1日の退会となります。

### 第19条 (諸規則の遵守)

会員及びビジターは本クラブの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに本クラブが別に定める規則に従うものとします。

### 第20条 (会員の責任)

会員は本クラブの利用に関して、本クラブ、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。又、会員が同伴もしくは紹介したビジター - については同伴会員が連帯して責を負っていただきます。

## 一 施設利用 一

### 第21条 (施設利用)

会員はその種類に応じ本クラブを利用できます。利用範囲については細則に定めます。  
本クラブの一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。

本クラブは施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。

本クラブは下記の事由により施設の利用を制限する場合があります。

- 施設の改修、点検を行うとき
- 本クラブの主催する特別行事を開催するとき
- 22条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

## 一 施設営業 一

### 第22条 (休業日)

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに本クラブが別途定める日を休業日とします。

### 第23条 (営業時間)

営業時間は各施設で別途定めます。

### 第24条 (会社の免責)

会員は本クラブ内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

### 第25条 (閉鎖又は利用制限)

本クラブは次の各号により本クラブの営業が不可能または著しく困難になった場合、本クラブの全部又は一部を閉鎖し、又は本クラブの利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

- 法令の制定・改廃されたときまたは行政指導を受けたとき
- 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき

本クラブが必要と認めたととき、その他やむをえない事由があるとき

## 一 その他 一

### 第26条 (細則等)

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

### 第27条 (規程の改正)

本クラブは次の各号に基づき、規定の改定を行います。  
本クラブは必要に応じて本規程及び細則等を改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。

本クラブは前項により規程等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。

### 第28条 (発効)

本規程は平成23年8月1日より発効とします。

初版 平成23年8月1日

## 【個人情報の取扱いについて】

1. 個人情報を取得し利用する事業者の名称  
個人情報を取得し利用する事業者の名称は「Vroad」です。以降「当社」といいます。

2. 個人情報の保護管理者  
取得した個人情報の保護管理者は「Vroad 個人情報保護管理責任者」です。

3. 個人情報の利用目的  
取得した個人情報は、ご入会手続きに関する業務、会費の請求、運営業務、担当者からのご連絡、資料の送付、および、社内資料作成のために利用し、その他の目的には利用しません。

5. 個人情報の委託について  
当社は、利用の目的において必要な場合、個人情報を第三者に委託することがございます。委託先は個人情報等を厳重に管理することを義務付け、監督いたします。

6. 個人情報の削除について  
取得した個人情報について、利用の目的を終了し、一定期間が過ぎました後、削除させていただきます。あらかじめご了承ください。

-以下余白-